

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 令和4年2月4日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室 (なみき16・17)
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和4年2月4日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

3 審議案件

教委第47号議案 「第3期横浜市スポーツ推進計画」の策定に関する意見の申出について

教委第48号議案 横浜市奨学条例施行規則の一部改正について

教委第49号議案 令和3年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について

教委第50号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について

教委第51号議案 所有権移転登記手続等請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について

教委第52号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。12月20日の会議録の署名者は、森委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してもよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、1月24日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

○1/31 本会議（第1日）会期決定

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、1月31日に本会議1日目が開催され、会期が決定されました。

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

##### (2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会定例会から本日までの間の報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から「新型コロナウイルス感染症への対応について」報告をさせていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」所管課から御報告いたします。

前田人権健康  
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。私からは、「新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告をいたします。

「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です。1月中旬以降の市中の感染拡大に伴いまして、市立学校の関係者においても感染者数が急増しております。下の表やグラフを御覧いただければお分かりのとおり、年明けの1

月3日の週以降、週ごとに増加し、現在に至っています。

今回、まん延防止等重点措置の適用期間において、市立学校では感染防止対策を徹底するとともに、学校教育活動中は、原則としてマスクの着用の徹底や、活動単位を学級単位とするなど、マスクを着用しても実施できるよう活動内容を工夫しているところでございます。

なお、令和4年2月3日現在、市立小中学校で臨時休業は1校、一般学級ですけれども、学級閉鎖は323学級となっております。これは学級数に換算すると全学級の4.44%に当たります。引き続き、学校での感染拡大防止と、児童生徒の学びを止めない取組に注力してまいりたいと思っております。

続きまして、「2 臨時休業となった学校の事例について」でございます。A小学校では、1月24日の週から児童の陽性が複数判明した学級が出たことにより、学級閉鎖を複数で実施しました。その後、複数の学年での学級閉鎖が発生したため、学校全体の臨時休業を決定し、臨時休業となる前日夜に保護者に連絡をしております。学級閉鎖や臨時休業に当たっては一人一台端末を持ち帰り、健康観察に活用するとともに、Google Meetを用いて同時双方向のやりとりをしたり、ロイロノートで学習課題を提出したりするなど、オンライン学習に取り組んでいるところでございます。私からの報告は以上でございます。

鯉淵教育長 説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員 御報告ありがとうございます。実際今、臨時休業に入っている学校が1校ということですが、期限は2月5日を予定していらっしゃるのでしょうか。

前田人権健康教育部長 御質問ありがとうございます。2月1日から臨時休業に入っていて、現在、学級閉鎖を含めて閉鎖期間を5日と考えておまして、この学校についても週明けには再開する予定でございます。

大塚委員 ありがとうございます。学級閉鎖も323学級ということで、本当に苦勞が多いし、実際、り患していらっしゃるお子さんたちも、御家庭そのものがきっと本当に御苦勞されていらっしゃると思うのですが、その中で、またオンライン学習にも本当に必死に取り組んでいらっしゃるのだらうなと思います。

もう一つ質問させてください。通信料についてなのですが、就学援助を受けていらっしゃる御家庭に対しての通信料に何か御配慮等ございましたら教えていただきたいと思っております。

石川学校教育企画部長 学校教育企画部長の石川でございます。御質問ありがとうございます。

今、御指摘のありました臨時休業や、あるいは学級閉鎖等で一人一台端末を持ち帰ったときに、就学援助を利用されている御家庭で通信環境のない場合ですと、通信料も含めてルーターの貸出しをしているところでございます。通信料も横浜市が負担しているところでございます。

大塚委員 ありがとうございます。様々な御家庭の事情があると思うのですが、通信料の負担がルーターとセットということで、学びを止めない方向性をこれからも大事に取り組んでいただきたいと思っております。ありがとうございます。

鯉淵教育長 ほかによろしいでしょうか。

森委員	<p>本当に見たことがないペースでの拡大だと思うのですが、様々な状況に置かれている児童や、学校の様子などもお聞きしていますと、例えば学級閉鎖になる前の段階で、午前中だけ学校に行って、昼食の時間は学校給食を頼んでいる子はそのまま教室で食べて、お弁当の子たちは家で食べてみたい形で選択できるようになっていたり、その後、午後は自宅からロイロノートでつないで、課題を提出したり、課題に取り組んだり、若しくは学校とつないで授業を受けたり、様々な取組がいろいろな学校で行われているとお聞きしています。先生の今できる力量や学校の支援体制ですとか、様々な要因によってできる、できないという状況があると思うのですが、先生自身が作りたいと思っている授業ができるようなサポートを最大限お願いできたらと思っていますし、児童の学べる環境だったり、学びたいと思っている環境を作れるように引き続きよろしくお願ひします。</p>
鯉渕教育長	御意見ということでよろしいですか。
森委員	はい。
鯉渕教育長	<p>ほかにございますか。  特になければ、次に、議事日程に従い審議案件に移ります。  まず、会議の非公開についてお諮りします。  教委第49号議案「令和3年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について」、教委第52号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について」は人事案件のため、教委第50号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」、教委第51号議案「所有権移転登記手続等請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため非公開としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<了 承>
鯉渕教育長	<p>それでは、教委第49号議案から教委第52号議案は非公開といたします。  議事日程に従い、教委第47号議案「『第3期横浜市スポーツ推進計画』の策定に関する意見の申し出について」、所管課から御説明お願ひいたします。</p>
石川学校教育 企画部長	<p>学校教育企画部長の石川でございます。よろしくお願ひいたします。  「『第3期横浜市スポーツ推進計画』の策定に関する意見の申し出について」御説明いたします。  議案の2ページを御覧ください。「『第3期横浜市スポーツ推進計画』の策定について、スポーツ基本法第10条第2項の規定による市長から意見聴取の依頼を受けて意見を申し出るため提案する」ものでございます。  それでは、まず、「第3期横浜市スポーツ推進計画」について市民局から御説明をお願ひいたします。</p>
熊坂市民局ス ポーツ振興部 長	<p>市民局スポーツ振興部長の熊坂でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。  お手元にお配りさせていただきました「『第3期横浜市スポーツ推進計画』の策定について」という資料に基づき御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。  まず、「(1) 策定にあたって」でございますけれども、スポーツ基本法第10</p>

条では、地方公共団体の長は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるようにとされており、これに当たりましては、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならないとされています。

現在、第2期計画期間中でございますが、本年度が最終年度となっていて、令和4年度から第3期計画を策定する予定でございます。これにつきまして、本日御意見を伺うために参った所存でございます。

次のページ、2ページ目を御覧いただければと思います。まず、「(3) 計画期間」でございますが、令和4年度から令和8年度までの5年間を想定してございます。

まず、参酌すべき国の基本計画について御説明させていただきます。「別紙1」、国が出しております「第3期スポーツ基本計画中間報告案(概要)について」でございますが、本日は時間の関係もございまして、その中から特に子供であったり若者に関する事項について抜粋して、先ほどの資料に基づいて御説明させていただきます。

まず、「(1) 学校や地域における子供・若者のスポーツの機会の充実と体力の向上」についてでございますが、この中で学校部活動改革の推進というところで、国の計画の中間報告案では、休日の部活動の運営主体を学校から地域へ移行を着実に実施していくというようなことも含めまして、運動部の活動改革を着実に推進するということが記載されてございます。

また、「イ 子供・若者の日常的な運動習慣の確立と体力の向上」に関しましても、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質、能力の育成を図ると記載してございます。

また、これらを達成する目標値、指標としまして以下の表の四つが、掲げられておりまして、1週間の総運動時間、これは60分未満の児童生徒の割合を半減していこうというものです。また、卒業後にも運動やスポーツをしたいと思う児童生徒の割合であったり、新体力テストの総合評価がC以上である、こうした児童生徒の割合、これらについて少し上げた目標を設定していく、更には体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラムを開発していく、このようなものが記載されているところでございます。

また、女性、障害者、働く世代、子育て世代のスポーツ実施率の向上という点でございましては、学校体育等以外について障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を60%、こういったことを目指していくということを掲げています。

これにつきまして、次のページ、3ページになりますが、横浜市としましては、こうした国の計画を参酌しつつ、現在、私どもがお願いしております横浜市スポーツ推進審議会など専門家の皆様の意見なども伺いながら第3期のスポーツ推進計画を検討しており、素案としてまとめさせていただきました。

「別紙2」を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、現在、こちらの教育委員会の皆様に御意見を伺うとともに、市民の皆様にもパブリックコメントということで、2月15日まで広く意見を求めているところでございます。ここに書いてございます計画策定、計画期間につきましては、先ほど御説明しましたので割愛させていただきます。そのうえで、現行の第2期計画の達成状況でございますが、目標は四つございまして、「目標1 子供の体力向上方策の推進」に関しますと、前計画の国の計画にもございました昭和60年度の体力水準に回復するという事項については、ここ数年は横ばいが続いておりまして、一部を除いて未達成の状況となっております。

一方、「目標2 地域スポーツの振興」であつたり、「目標3 高齢者・障害者スポーツの推進」については、おおむね目標を達成できている状況でございます。

「目標4 トップスポーツとの連携・協働の推進」ということで、トップスポーツの観戦率、これについては社会情勢等もあり約3割ということで達成できていない、このような状況がございます。

これらの状況であつたり、国の中間報告、これを参酌して横浜市の素案としてまとめましたので見開きいただいたところのページにございます。大きく目標を三つ、「スポーツを通じた健康増進」、「スポーツを通じた共生社会の実現」、「スポーツによる賑わいづくり」、この目標を立てるとともに、この実現に向けて26の取組をまとめさせていただいているところでございます。こちら時間の関係もでございますので、このうち学校、子供、若者に関する事項を本編資料に抜粋してございますので、そちらにお戻りいただければと思います。

3ページの児童生徒に関わる部分ということで、まず指標と目標ですが、ここに書いてあるとおり、新たに多様な人と関わり、運動・スポーツを楽しみたいと思う子供の割合ということで、現状値はございませんが、こちらを7割以上の子供たちに感じていただけるようにしていきたい。また、子供の週3回以上、これは授業以外でございますが、スポーツ実施率、これも少し上げて5割以上という形に目標を設定していきたいと考えてございます。

これを実現するための取組ということで、先ほど御紹介しましたが26の取組、その中のまず「取組4 児童生徒がスポーツを楽しむ機会・場の充実」ということで、指導者の派遣、スポーツ教室の事業を実施するというこの中で運動やスポーツに多様に関わる機会を確保していきたいと思っています。

また、部活動指導員の配置につきましては、引き続き取組を進めるとともに、休日の運動部活動の地域移行の実践研究が行われていることでもありますので、本市においても地域移行の可能性も含めて検討するなど、部活動の持続可能なものにするための取組を進めていくということに記載させていただいています。

また、「取組7 学校施設、学校体育施設を活用した地域スポーツの場の確保と支援」、「取組9 食育の推進」、次のページ、4ページを御覧いただければと思いますが、「取組10 障害のある子供がスポーツを楽しむ機会・場の充実」、「取組12 障害者理解を定着するためのインクルーシブスポーツ等の推進」ということで、これにつきましては、今回オリンピック・パラリンピック開催に伴いまして、小学校等へのパラリンピアンによる学校訪問であつたり、普及啓発イベントの開催、こうしたものを実施できましたので、今後も継続していこうと考えているところでございます。

さらに、「取組18 トップスポーツチーム等と連携したスポーツの魅力発信」ということで、子供たちをはじめ、多くの市民がトップアスリートと交流する機会を創出し、トップレベルに至るまでの経験談を聞いたり、一流の技術を目の当たりにすることでスポーツの魅力をより深く感じ、スポーツへの興味・関心を高めていくことにつなげていくと、こういった目標を、取組を掲げさせていただいているところでございます。

以上、市民局の御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

石川学校教育  
企画部長

続きまして、第3期横浜市スポーツ推進計画の策定に関して、教育委員会から申し出る意見の案につきまして、教育課程推進室長から御説明いたします。

山本教育課程  
推進室長

教育課程推進室長の山本です。よろしく申し上げます。

議案資料にお戻りいただき、3ページを御覧ください。意見の案について御説明いたします。第3期横浜市スポーツ推進計画の策定に関して異議はありませんが、次のような視点が大切だと考えています。

一つ目を御覧ください。持続可能な社会や共生社会への移行を踏まえると、障害のある子供等、全ての子供が楽しさや喜び、自発性に基つきスポーツを行うことが大切です。

二つ目を御覧ください。スポーツ庁は、第3期スポーツ基本計画中間報告令和3年12月20日において、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育の授業改善を提唱し、一般学級に在籍する体育の授業の参加を希望する障害のある子供の体育見学ゼロを目指しています。教育委員会では、この取組を推進していきます。

三つ目を御覧ください。東京オリンピック・パラリンピック競技大会を終え、スポーツレガシーの継承・発展を検討するというこの機会を生かして、地域が子供や成人の健康・体力づくりに理解を深めていくことや、スポーツの高潔性・健全性が確保されることに関する発信が必要だと考えます。

四つ目を御覧ください。昨年末に公表された令和3年度全国体力運動能力調査、運動習慣等調査の結果では、コロナ禍において小中学生とも全国的に体力が低下しましたが、本市の児童生徒の運動に関する意識は全国平均を上回りました。これは1校1実践運動などの学校における取組の成果であったと考えます。

今後、教育委員会では、体力向上だけではなく、生涯百年時代を見据えた体づくりや、主体的な生活習慣の改善、スポーツを「する」だけではなく「見る」「支える」「知る」の視点で、スポーツに関わることなどを大切にしていきます。同様の方向で計画を策定されることをお願いしたいと考えています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

鯉渕教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

木村委員

よろしいでしょうか。本当にたくさんあり過ぎますが、コンパクトにまとめたいと思います。

まず、今やはりいろいろなスポーツイベント、今はちょうど北京オリンピックも始まって、かつてはこういった大きなイベントがあると、その後、スポーツ人口が増えるなどと言われたのですが、いわゆるトリクルダウン効果はもうないというような論文も日本スポーツ振興センターなどで出しているし、ただイベントがあればみんながスポーツに親しむかといえば、そんなことはない、やはりいろいろな施策があって、計画がなければ進まないと思っています。

その意味でもこういった推進計画はものすごく重要だと思っています。これはスポーツ基本法にのっとってやっているわけですが、もともとスポーツ振興法、スポーツ振興基本計画で具体的に動いたわけですね。最初にスポーツ振興法とスポーツ基本法に変わった、この時点で横浜市の推進計画の特徴は何なのか。

熊坂市民局ス  
ポーツ振興部  
長

御質問ありがとうございます。木村委員のおっしゃるとおり、まず、スポーツ振興法、こちらは前回の1964年の東京オリンピック、これを開催する前に作られたもの、1961年当時にできたものだと記憶しておりまして、これについては、むしろスポーツをする場を確保していく、いわゆる施設整備を中心とした考え方でまとめられたものが50年にわたって続き、それをスポーツ基本法で、いわゆるスポーツを楽しむであったりとか、実践していくとか、そういったふうにシフトを



していったと記憶してございます。

そういう中で、横浜市の立ち位置につきましては、やはり国が目指すべきものを共に地域の実情に合わせて共に計画を作って、木村委員がおっしゃるように計画的に進めていくというスタンスは変わってございません。

ただ、地域の実情自体がその都度変わっていくというところで言いますと、例えば、現在の第2期計画、これを作る際には、単に国の計画を参酌するだけではなくて、横浜らしさという点で、例えばトップスポーツチームとの連携、今、横浜市には13のトップスポーツチームがございまして。こういった皆様方とともに、先ほど御説明したような体験の場、実践の場を作っていくことを明記していくことが横浜らしさにつながるでしょうし、今回、オリンピック・パラリンピック、特にパラリンピックが盛り上がりインクルーシブスポーツに注目が集まりましたが、この第2期計画では、いち早く横浜市としても障害者スポーツの振興ということを明記させていただき、そういったことを横浜市らしさと、地域の実情に即したものであるということで掲げてさせていただいております。

今回、第3期計画に当たりまして、特にオリンピック・パラリンピック、これを契機に、より一層スポーツ、特にそれが実施する、体力を向上するというだけではなく、ウェルビーイングな状態になっていくと、スポーツを楽しむこと自体が素晴らしいことなのだと感じていただけるようなものになるよう、横浜市役所全体で議論を深めていければなと思っております。

木村委員

分かりました。大変、本当に良いことだと思います。やはりスポーツの価値とか、国民の権利とか、そのために競技力向上だけではなく、指導者養成も含めて、ぜひ横浜らしさがここに具体的に今度落とし込めると良いなと思います。

あと、その中で、様々体力データや目標値があるのですが、やはり横浜市はビッグデータをもつて持っているわけですね。小中学校合わせたら500校近い学校が毎年体力測定をやっているという話を先ほども聞いたのですが、大体、本課から出てくるデータというのは、そこから抽出して横断的なもので比較していますが、横断的なものはやりやすいですが、せっかくなのでこれを縦断的にぜひ見ていただいて、あるいは、それもコホート分析をしていくと、いろいろな考え方が出てくると思います。例えば、このコロナ禍で小学校1年生だった子供が今後どうなるのか、10年前のこれとどう違うのか、単純にその年、その年ではなくて向上度とか低下率とか測ることも必要かなと思います。目標値が出ているのですが、この根拠はどういったところから来ているのですか。

熊坂市民局スポーツ振興部長

御質問ありがとうございます。まず、目標値につきましては、国がこういった目標値を定めて、それを参酌してということですので、独自の項目以外は基本的に国の数字に倣って準拠するような形で設定させていただいております。

目標値の推移であったり、分析についてでございますが、まずは一般論、横浜市では毎年、スポーツ意識調査というのをやらせていただいております。例えば、今のコロナ禍の状況を見ますと、令和元年度から令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症が拡大していく中で、スポーツ実施率、スポーツをする機会が減った状況がありますが、例えば、トレーニングジムが閉鎖をするとか、そういった状況がある中で、実はスポーツ実施率、前の年よりもぐんと伸びました。やはりそれというのは、通勤や通学がなくなったりとか、健康に対する意識、高まり、こういったものがむしろ市民の皆様方の運動しなければいけないのではないかなという思いが高まり、どちらかというとスポーツの場というよりは、路上であったりとか、自宅のそばとか、そういったところで運動する傾向

が出てきました。

ところが、令和3年度の状況を見ますと、これが若干下がってきています。それはなかなか定着、やらなきゃいけないという意識が続いていかない、やり始めたのだが、にわかの人意識が下がっていつてしまっています。一方で、週3回やっているような人たちというのは数字が維持されていたりとか、そういった数字は私どもも分析をさせていただいていますので、そういったものを振り返りながら次年度のスポーツ振興にこういった形で生かしていくかということは、今後も継続して測定していきたいと思えます。

鯉淵教育長

教育委員会側の意見はありますか。

山本教育課程  
推進室長

ありがとうございます。データの活用ということで、今御意見いただいたのですが、次期教育振興基本計画を検討する中でも一人ひとりを大切にしたい学びをしっかりと確立していくということで、学力だけではなくて、健康に関する、体力に関するデータについても、しっかりと一人ひとりを継続的に追っていつて、その中からどういう学力、又は生活習慣、そういったものと相関が見られるかということなども、今後はしっかりとデータを活用していきたいと考えております。

木村委員

重要なことだと思います。データがデータのままで終わってしまうとただの数字で、それをどう解釈して活用できるかがいわゆるサイエンスだと思っています。サイエンスは、人を説得する力だから、物事を客観的、洞察的、論理的にまとめて、どう伝えるか、そのために数字、データというのは、ものすごい根拠となるべきものなので、ぜひお願いします。

あと、多くなりますが、先ほどインクルーシブということ、本当にこれから世の中ダイバーシティで、その中でもインクルーシブ的なものは、ものすごく重要ですね。ところが、いろいろところでインクルーシブ教育といつても、ただその場にいるだけの、単純に場の統合で終わってしまいます。インクルーシブは、やはりそもそも能力をどう最大限発揮させてあげるかという方向に行くと思うのです。ノーマライゼーション的なもの、あるいは場の統合、そこから更に進んだものがインクルーシブなので、ここをぜひ積極的にやっけていただければなと思えます。

先ほど、案のところの2つ目の「・」のところにも「個別最適な学びと協働的な学び」とありますよね。学習指導などでも協働、共に同じではなくて共に働くというふうに変わってくるわけですね。ただその場にいるだけではなくて、共にどう動いて行けるかと、この協働が重要なポイントになってくると思っています。

もっといっぱいあるのですが、最後に部活動のほうです。部活動が様々な形で外部委託、あるいは土日はやらない、外部指導員ということが、多分、もうしばらくするとスポーツ庁からどんとまた来ると思えます。そのときの対応として、横浜市はもう既に様々なモデル校を作つて、外部指導員とかを導入していると思うのですが、やはり学校教育の一環であるということは、これは間違いないところなのです。ですから、単に運動をやつたことがある人とか、上手かつた人が来てもし様がないですが、そういったところの採用の中の資質的なものとか、あるいは研修的なものを、横浜市は考えて外部指導員とかを導入しているのですか。

根岸小中学校  
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。部活動指導員の採用については、全員研修を受けて採用という形にしております。ただここ数年、集合研修ができないのでeラ

ーニングという形で研修を受けていただいて、指導員として採用するという形を取っております。

木村委員

部活動は、やはりどういうふうに見ていくかというのはものすごく重要だと思います。やはり日本の場合、青少年の運動実施率が高いというのは部活動によるところが大きいと思いますから、そういったところが今後どうなっていくか。

あともう一つ、学習指導要領で体育は小学校1年生から高校3年生までずっとあって、最終的には生涯にわたったスポーツを行うということなのですね。ただ、その前の未就学児などもどれだけ体を動かすかということで、よく36の基本動作を身に付けるというのですね。その組み合わせが運動技能になってくるわけですよ。つまり、外遊びするような場がきちんとあるのか。横浜市もこれだけ大都市でいろいろありますが、子供たちが自由に遊べる広場とか、そういったことも教育委員会とか市民局だけではなく横浜市全体で考えて、より小さな頃から体を動かす、それが様々、どう健康とかに向かっていくかということを含めて今後考えていただければなと思います。

本当に、横浜市らしさ、ビッグデータもあるし、様々なものもあります。大変期待しておりますので、よろしく願います。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいですかね。

木村委員

はい。

中上委員

今回、意見については、このとおりで私は了承します。一つ質問と、一つ意見なのですが、先ほどの市民局の説明でもありましたように、やはりだんだん教員も働き方改革もあり、部活動が徐々に地域に移って、非常に地域の支援を期待していくという時代になってきているわけですね。私も中区にいたときに感じたのですが、平成24年に中学校に武道とダンスが必修化になりましたよね。御案内のとおり、武道はGHQで学校教育に制限がございまして、やっと今必修化のところまで来たわけですね。そのときに、各区毎に警察署は一つしかないのですが中区は四つ警察署がありましたので、武道初めのとき必ず御挨拶で、学校の支援として警察官の皆さんに非番のときでも指導者をぜひお願いしたいと、神奈川県警本部長にも直接お会いして御依頼しましたが、それから10年たっているわけですね。別に、柔道、剣道にこだわらないのですが、例えばダンスも今は自己表現で素晴らしいスポーツだと思います。活躍していますしね。

教育委員会のほうにお聞きしたいのは、柔道を例に挙げると、単なる技術だけではなくて、やはりそこには豊かな心といいますか、道徳の、相手を思いやる自他共栄の精神だとか、あと、礼に始まり礼に終わるだとか、非常にスポーツマンシップ、そういう日本独自の良き伝統、コミュニケーションも含んでいるのです。そこら辺、日本より柔道の人口が3倍、4倍も多いフランスなどに聞きますと、学校体育から社会まで普及しているというような話も聞くわけですね。これは地域と家庭との連携もあると思うのですが、今、ヨーロッパも情勢が緊張していますので、親がやはりきちんとした礼儀を身に付けたい、護身術を付けたいだとか、趣味、集中力を付けたい、いろいろな思いがあつてお子さんに柔道をさせているということがあります。コロナ禍の今は非常にやりにくい部分もあつて、剣道もやりにくいとかありますが、それは少し別として、10年を振り返ってみたときに、この事業の子供たちに与える振り返りといいますか、何かコメントがあつたら一つお願いしたいと思います。

根岸小中学校  
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。10年を振り返るに当たって、まず横浜市で武道を導入する際に、武道安全対策委員会を開いて木村委員にも御尽力いただいたところですが、その中で武道安全等指導員というものを横浜市では採用しまして、各方面に1名ずつ柔道の方、横浜市全体で剣道の方1名というような体制でやっております。その方々が各学校、全校ですね、年最低1回は回る中で、いろいろと実態を把握したりですとか、指導を重ねたりなどしてきております。

そんな中で、学校それぞれにアンケート等の調査は行っておりませんが、そういった安全等指導員の方の御意見等を伺いますと、しっかりと定着してきて、態度だとか、今、中上委員が言われた学びに向かう力、人間性等というものが資質能力の一つにある中で、相手を尊重する力だとか、日本固有の文化に触れるだとか、又は武道の考え方を取り入れるだとか、そういったことはしっかりと成果が見られてきていると思っております。

中上委員

今、説明があったように、私も十何年前、ちょうど教育委員会にいたときに、そのとき一芸に秀でる、日本チャンピオンクラスの柔道だ、剣道だと入れていたわけです。それが柔道に不幸な事件がございまして、やはり安全をまず学校側もやることになりました。それはもうそのとおりだと思います。

言いたかったのは、ここからが意見なのですが、アフターコロナを控えて、体力を付けなきゃいけない、免疫力もきちんとつけなきゃいけない。先ほどおっしゃった食育の話も非常に大事だと思うのです。私も食育財団にいたときに非常に感じたことですが、体の栄養バランスも考えながらスポーツもきちんとやっていく。

3ページの取組7に、体育館等を利用してスポーツの場を、夜間照明をとという文言があるのですが、ただ大人が楽しむだけではなくて、ぜひお願いしたいのは、地域に行くわけですから、やはり地域の方がスポーツクラブとか、教室とか、地区センターのスポーツセンターでも良いですが、いろいろあることを学校現場でも子供たちに教えてほしい。また、いろいろ地域の方がきちんと教えていただきたい。先ほどの総合型地域スポーツクラブが何で日本は進まないのかというのはありますが、地域がもう少しやはり家庭も含めて一緒になって子供たちを育てていくという、そういう文化をぜひ横浜市から大きく発信していただきたいなど、これは意見です。以上です。

鯉淵教育長

ほかに。

森委員

御報告ありがとうございます。私、一番大事だなと思っているのは、別紙1の右上にある一つ目の「・」ですね。「『楽しさ』『喜び』『自発性』に基づき行われる」ということと、やはりスポーツそのものを有する価値を生涯にわたって感じて、それが一人ひとりのウェルビーイングにつながっていくということだと思っています。

そう考えたときに現状がどうなのかということをもまず考えなければいけないと思っていますし、その中で、これから今、先ほど木村委員からもあったみたいに、外部委託でしたり外部指導員でしたり、いろいろな形で多様な人を作っていく中、そのときに起きること、良いことと課題ということを少しずつ整理して、今までにない選択肢も含めて議論をしていきたいなと思います。例えば、バウチャー制度とかいうのも含めてと思っています。

この辺りは、皆さんや、大塚委員や、学校現場の皆さんの視点もいただきたい

ところですが、現状どうなのか。これに照らし合わせたときに、「楽しさ」、「喜び」、「自発性」というところ、楽しさに基づいたスポーツに学校がなっているか、部活動がなっているかということをもまず考えなければいけないと思います。

まず、私自身が感じる課題としましては、これは部活動においてのところにはなりますが、一つは例えば小学校から中学校に上がるときに、保護者の中でもいろいろと話題になるのは、子供が例えばやりたいスポーツがあっても、その学校にその部活動がなければ、その選択肢はないということで、子供たちは自発性といったときに、あるものに選択肢を当てはめていくということが起きているので、まずそこがどうなのかということが一つ。

あともう一つは、スポーツを楽しむとか喜びというのは、その感じ方というのが、例えば技術をものすごく向上するということの楽しさと、もっと楽しみたいという楽しさ、スポーツそのものの体を動かす楽しさというところのいろいろな感じ方がある中で、例えば部活動の指導する顧問の先生が大会目指すぞみたいな感じだと、その一つの価値観の中でそれができる、できないというところになってしまうとといったときに、いろいろな楽しさの感じ方という許容範囲が少し狭まってしまいう課題があるのかなと思います。

三つ目の課題としては、少し角度は違うのですが、授業が終わった後も、児童生徒も教職員の先生もやはり学校の中にずっといるという環境が今あるということも、いろいろな大人と接しながら過ごすという時間に圧倒的に選択肢が今少なくなっているということも一つ別の角度からの課題かなと思っております。

逆に良いことももちろんあると思うのです。自発性といいながら、子供たち自身が気付いていない、若しくは知らなかったスポーツに部活動を通して知ったり、技術を向上したりということもありますし、教職員と子供たちとのコミュニケーションの時間、子供たち自身が気付いていない可能性を先生がその時間を通して引き出していくということももちろん当然あると思いますので、全部否定しているわけではないのですが、こういった良い点、課題の両方があるにもかかわらず、問題としては、教育委員会だったり、学校だったり、こういった議論の中に出てくるのは、どちらかというの良い部分を体験してきた人たちが多く中で議論しがちだということだと思います。部活動は苦しかった、つらかった、しんどかったという教職員と児童の声を意識的に聞いて議論をするということがやはりすごく大事ななと思うことが一つです。

では、次の展開において、こういった良いこととか課題というのが現状ある中で、どういうふうに整理していくかですが、外部委託が例えば今後増えていくかもしれないといったときに、良い点としては、子供たちがもしそこに選択肢があれば選べるということと、いろいろなスポーツですね。あと、いろいろな地域の大人と出会える、その中で学べるということと、あとはやはり働き方改革というところは本当に大きいと思います。

同時に、外部委託の件は課題ももちろんあって、地域によって受け皿がない場合、極端にその選択肢が逆に狭まるということと、外部委託の価値観というところも、もちろん先ほどと同じような課題も起きることで、結果的に格差の拡大だったりということにもつながりかねないということももちろん気を付けなければいけないと思っています。

特に、費用負担、外部委託というときに、必ずしも無料ではないところも多いと思います。どちらかという費用負担があるところが多いと考えたときに、誰がどのようにいくら負担するかということというのは大きな課題として出てくるのかなと思っております。

そうしたときに、教育バウチャー制度などは、やはり検討していく一つの材料だということだと思っております。とにかく課題であったり可能性を今並べたに過ぎないのですが、私しか見えていない視点でしか今は語っていないので、ぜひ皆さんから見えている景色なども教えていただきながら議論を深めていきたいと思っております。意見と、もし何かあればぜひコメントを皆さんからいただきたいと思っております。

根岸小中学校  
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。御意見ありがとうございます。やはり、今、森委員が言われた目標をしっかりと見据えていく、部活動に関わる方々が一つの自主性に基づいた喜びをしっかりと分かち合えるような部活動をどう作っていくかという、その目標をまず一つに持ってやっていくということが一つ大切かなと思っております。その中で今様々な御意見いただいた課題などを共有して、それを解決していく手段、方法を検討していくことができれば一番良いかなと思っております。やはり部活動は様々な視点を持っている人が多くいるし、またステークホルダーも様々多くいるという中で、問題がなかなか一つに集約されないところが大きな課題であると思うのです。それゆえ、やはり狙いをしっかりと持って、皆がそこに向かってどうするかという議論をできるような場を設定していくことが必要かなと考えております。

木村委員

今の森委員のいろいろな意見があったのですが、部活動とか、スポーツそのものもそうなのですが、楽しむとか、自らこれをやりたい、これもまた、本市の現職の教員で、横浜国立大学の大学院に來ている先生がいろいろなところに調査したときに、海外のサッカーをしている人に言われたそうです。「明日、部活休みだよ」と言ったときに、日本の子供たちは「わあ、やったあ」と喜ぶそうですよ。僕も喜びました。でも、海外では自分が教えている子供に「明日、休みだよ」と言ったら「ええ、何で」と言って、本当に楽しんでやるのだったら、休みだと言われて「やったあ」と喜ぶということは起きないはずなのですよね。ですから、そういったところに今後どう持っていくのか。

体育の中でも方法論的に昔は身体教育、今は運動教育と言われているのです。いわゆる、運動そのものの特性をどう楽しむか、機能的特性とも言いますが、だからどういうふうに運動そのもの、ここが楽しいんだということがぜひ必要かなと思っております。先ほど、中上委員から武道の授業のことで、僕も関わってやっていましたが、ただ技術だけではないですが、あるところでは単なる部活動の技術指導をコンパクトにしたのが武道の授業かというところではありません。そこをやはりしっかり考えて、もともと武道の持っているものは何かあるか。かつて、体育の先生は体操の先生と言われていたのです。どうしてか。体を操る、つまり、欧米的な心身二元論の哲学できているわけですよ。心と体は別物。でも今は学習指導要領の中にも目標で、「心と体を一体として」と冒頭にあるわけですよ。武道は昔から心と気と体を一体なのです。剣道は、刀まで一緒にしようとしていますね。まさしく、そういったもの全てを調和良くどうするか。だから武道的なものというのは、欧米から來ているスポーツとは違った、交わすとか、吸収するとか、あるいは、考え方もこんなものがある。ぜひ、それぞれの良さということを味わえる、そういったことも保障できる授業であったり、スポーツ振興計画、これがやはり望ましいかなと思っております。意見です。

鯉淵教育長

ほかにございますか。

四王天委員

私は、この推進に当たって、スポーツを通して子供たちに身に付けていただきたいことの観点を一つ提案なのですが、非認知能力の養成と向上という点です。非認知能力というのは、社会的情緒スキルとも言われていますが、知識や技能のように数値で測れるものと違って、意欲とか、協調性だとか、コミュニケーション能力とか、忍耐とか、そういった人間が社会で生き抜くために必要な力、なかなか数値では見えにくい部分です。学習指導要領の中でも、知識、技能、思考、判断、表現力に続いて、学びに向かう力だとか、人間性というところで取り上げられている重要な観点かなと思うのですが、やはりスポーツだからこそ非認知能力の養成というのできるのではないかという気がしています。

余談なのですが、企業の採用試験などでも、人物評価をするときに、いわゆるGRIT（グリット）と呼ばれる、レジリエンスなども含まれる要素なのですが、そこをやはり重視するのです。知識とか技能というのは入ってから上げることは十分できるのですが、その基になる力というのは、もともと鍛えておかないと、それからはあまり伸びないものです。だから、人物本位で見たときに、非認知能力の高い人間のほうがやはり企業も採用したいと、だから社会がやはり求めている人材というのはそういうものになるということなので、ぜひスポーツにおいては、この養成要件が満載だろうと思いますので、教育的な視点として非認知能力の養成、向上というところを念頭に一つ加えておいていただければありがたいなと思います。以上です。

山本教育課程  
推進室長

ありがとうございます。「横浜市『健やかな体』育成プログラム」も健やかな体の育成プログラムというものを今回作成しまして、特に、今まではどちらかというと知識や技能というものが非常に大事にされていた部分もあるのですが、今回は性別や障害の有無等を越えて多様な人たちと関わりながら、運動、スポーツに楽しみたいという子供たちを増やしていきたいということを目指して、先ほどの話とも少し関わりがあるかもしれないのですが、子供たちの自発性であるとか、喜びであるとか、するだけではなくて見るとか、支えるとか、知るといの中に、その子らしさがあるのではないかと、そういうところで意欲とか、今言っていた非認知的な集中していく力とか、そういうことも今回は丸ごとしっかりと子供を見て育てていこうというような方向性でいますので、こちらについてはこちらの市民局の提案と併せて、しっかり教育委員会だけではなくて、横浜市としてそういう人材を育てていきたいと考えております。

大塚委員

御報告ありがとうございます。子供たちが部活動に取り組んでいるときになのですが、自分が教育相談員をさせていただいていたときに、子供たちからの困っていますというような御相談がいくつかありました。

そんな中では、やはり顧問の教職員の考えとか価値観とか、それから部活動指導員というような形で、その方々の価値観にどう自分が寄り添っていったら良いのかなということが、そこになかなか自分が折り合いを付けられなくて、スポーツ自体は好きなのだけれども続けることが苦しいとか、本当に様々なお悩みがありまして、先ほど森委員からも良い部分と課題の部分というのを、本当に明確にというお話もあり、それはすごく大事な部分だなと思います。

先ほど、研修の話も出てきました。部活動の外部指導員の方々にも研修を行っていらっしゃるということで、ぜひその中に人権を尊重した教育が横浜市は学校教育の基盤なのだ、ということこそをすごく明確にさせていただきたいなということと、取組10と12の中で、障害のある子供というところが今回しっかりと入ってきています。ただ、指導される方々が障害をどう捉えていらっしゃるのか。約26万

人の子供が直面している様々な障害について、知識的な側面というのもきちんと御理解いただく。

それから、もう一つは、では、そういう障害についての御理解をいただいた後、では合理的な配慮というのを、具体的にどんなことが可能なのかとか、そういった部分までの知識をしっかりと持っていただいて、御自身のスポーツに対する、学校教育におけるスポーツに対する価値観というのをしっかりと持っていただいていただきたいなど願っています。

根岸小中学校  
企画課長

ありがとうございます。今お話しいただいたような、先ほどスポーツにおける高潔性という話もありましたが、横浜市の教育は人権が基盤になっておりますので、やはりスポーツで課題となるハラスメントであったりですとか、体罰であったりとか、その部分が一番根底にあるものだと思いますので、しっかりそこを押さえた上で、様々な部分で子供たちが成長していく。部活動における悩みだとか、課題というのは当然出てくるわけですね。友達同士の関わりだとか、顧問との関わりだとか、そういったものをしっかりと学びにつなげていけるような研修を打ちながら進めていればと考えております。

大塚委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。本日の議案について、取扱いをどうしましょうかということをお考えしているのですが、市民局から説明されております横浜市スポーツ推進計画に対する教育委員会としての返し方について、よろしければ本日議決をしたいと思っております。

今日はいろいろな御意見が出ました。主として、教育委員会の分野が多かったと思いますが、そうでない分野も入っておりますが、それはパブリックコメントの中としては、市民局としては意見を聞いたという形で、それをどうそしゃくできるかということはあるのですが、今日の教育委員会そのものを通して意見は聞いた形にはなりますので、この原案で委員の皆さんが良しとしていただければ議決に進みますし、この原案を変えたいということであれば、次の教育委員会に議決を延ばすという取扱いもすることができます。

あと、教育委員会の部活動のありようについてなどは、今日教育委員の皆さんから御意見をいただきましたので、それはそれとして、どのように対応していくかというのは、教育委員会側で今後主として考えていくことかなと思っておりますので、それはもう議決とは別の話ということで御理解いただけたらと思っておりますが、議事に進行について、本日の議決ということでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、議決すべき教育委員会の意見ということでは、この内容でよろしいということですので、教委第47号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。いずれにしても、市民局側としても、本日の意見はパブリックコメントの流れの一つとしては、意見を聞いたという形になりますし、教育委員会のほうもそれは同様というか、教育委



員会事務局として、御意見を賜ったということで、今後の検討材料にさせていただきたいと思っております。

それでは、次に教委第48号議案「横浜市奨学条例施行規則の一部改正について」所管課から御説明いたします。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーの佐藤でございます。

教委第48号議案「横浜市奨学条例施行規則の一部改正について」、これは高等学校の生徒への奨学金の支給に係る規則でございます。その一部改正について、所管の課長から御説明をいたします。

須山 学校支援・地域連携課長

学校支援・地域連携課長の須山でございます。

議案の1ページを御覧ください。教委第48号議案、横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めます。

おめくりいただきまして議案2ページを御覧ください。「提案理由」でございます。「横浜市高等学校奨学生の募集に当たり、出願書類の記載の簡明化と奨学金支給事務の効率化を図るべく、様式中の記入事項を整理するとともに、本事務が教育長への委任事務であること等を踏まえ、規定を整理するため、横浜市奨学条例施行規則の一部を改正したいので提案する」ものです。

続きまして、3ページが改正内容でございます。おめくりいただいた4ページから7ページまでが様式の改正案でございます。この詳細は資料で説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。「1 改正の趣旨」ですが、本市では、横浜市奨学条例及び横浜市奨学条例施行規則の定めるところにより、経済的理由により就学困難な高等学校の生徒に対し、月額5,000円の返還不要の奨学金を支給しています。このたび、出願書類の記載の簡明化と、奨学金支給事務の効率化を図るべく、様式中の記入事項を整理するとともに、本事務が教育長への委任事務であること等を踏まえ、規定を整理するため規則を改正します。

「2 改正の概要」を御覧ください。「(1) 様式の変更」は、第1号様式、2号様式、4号様式、5号様式でございます。「ア 奨学生願書(第1号様式)」について、本人性別欄など選考に必要な事項を削除します。また、生計を同じくする家族の昨年度就学欄など、選考に必要な事項を追加します。「イ 推薦調書(第2号様式)」です。前々年度の学業成績欄を削除し、新3年生以上の申請者も他学年と同様に、前年度1年間の学業成績で選考します。「ウ 奨学生証書(第4号様式)」、文書の発送者を教育委員会から教育長に変更します。

「エ 誓約書(第5号様式)」、提出先を教育委員会から教育長に変更します。

「オ その他」記入方法、レイアウト、軽微な文言の変更を行います。

続きまして、「(2) 規定の整理」でございます。「ア 規則第3条第1項に規定される選考調書の教育委員会への提出に関する部分を削除します。」「イ 規則第3条第2項に規定される奨学生証書が条例第6条2項に規定する決定通知であることを明確化します。」「ウ 規則第3条第3項に規定される誓約書の提出先を教育委員会から教育長に改正します。」「エ 規則第4条2項及び3項を削除します。」

「3 意見公募の実施状況について」ですが、令和3年12月10日から令和4年1月11日まで意見公募を実施しました。「(2) 提出意見数」ですが、提出意見はございませんでした。「(3) 意見公募結果の公示」は、令和4年3月25日を予定しています。

「4 施行予定日」は、令和4年4月1日でございます。  
続きまして、おめくりいただき資料2ページを御覧ください。こちらは条文の  
新旧対照表でございます。  
続きまして、3ページ～6ページが様式の新旧対照表でございます。  
説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

鯉淵教育長 所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

中上委員 今回の議案の手続きの改善については賛成です。  
意見として、私も奨学金を受けて本当に感謝しているのですが、これだけに限  
らずほかの奨学金もあると思うのですが、今、御案内のとおりコロナ禍の中で学  
校現場に生理用品も公立学校に便所に備え付けるとか、そういう動きにあるわけ  
です。今後、アフターコロナになって、不幸にして倒産が増えたり、経済的に困  
窮な家庭の増加も予想されるわけです。だから、この制度自体を教育委員会とし  
て頑張って堅持していただきたいなと思います。意見です。

鯉淵教育長 ほかにございますか。

森委員 御報告ありがとうございます。この改正の趣旨のところにもありますが、こう  
いった書類の簡明化と効率化というところにつきましては、本当にそういうふう  
にさせていただいて良かったと思います。更にほかのこういった書類につきまし  
ても、どんどん進めていただきたいと思います。

こちらの多言語対応ですとか、優しい日本語対応などにつきましても、既に対  
応されているかどうかということもありますが、できたらあったら良いなと思っ  
ていますことと、読み解きですとか記入についてというところにつきましても、  
サポートが必要な場合はこちらに連絡をとるか、そういったことがあると良いかな  
とは一つ思ったことです。

あとは、改正案のところいろいろな書類がございますけれども、生計を同じ  
くする家族というところですね。第1号様式の学校の中の真ん中の中段ですね。  
生計を同じくする家族の中のA、Bとあって、Bの中に(2)があって、それぞ  
れの兄弟などが通っている学校名などを書く欄があると思うのですが、国公立、  
私立とありますが、例えばその他というのも今後、検討しても良いのかなとも思  
います。フリースクールですとか、いろいろな学びの多様化もあると思いますの  
で、そういったことが一つあると良いのかなと思ったことは、ぜひ次の御検討も  
含めてと思いました。

また、奨学金を必要とする理由というのは、記入必須となっているのですけれ  
ども、そこを書く側のやはり気持ちというところも少し配慮いただきまして、ど  
んなことを書かなければいけないか、書いている作業の、その方のお気持ちとい  
うところが、もう少し配慮できないものかと思いました。記入必須というと、よ  
り強くなっていると思うので、背景もあるかもしれないのですが、そういった事  
情が背景にあって、それを知らなければいけないのはもちろん分かるのですが、  
書きぶり、選択なのか、どうしたら良いかという提案が私もできれば良いのです  
が、皆さんで御議論いただければとも思いました。以上です。

須山学校支 御意見ありがとうございます。学校支援・地域連携課課長の須山でございま

援・地域連携  
課長

す。

まず、多言語化につきましては、現在は実施していないのが現状でございます。それと、申し出とか御相談とかのお問い合わせ先ということですが、一義的には今の仕組みでございますと、学校の教職員を通して説明をしたり、やりとりをしたりということは日常的にはやっております。そのほうが生徒自身をよく承知している教職員が対応するという意味では適切に行えているとは思いますが、ホームページ等で御質問とかお悩みのあるところでの、直接の問い合わせ先としても当課には御家族や御本人からお問い合わせをいただくこともございますので、お気軽に一つのチャンネルではなくて多様なチャンネルで、いわばセーフティネット的に漏れがないようにという工夫をしていかなければいけない部分だと承知しておりますので、そこはいただいた御意見も含めて、今後も検討してまいりたいと思います。

八巻学校支  
援・地域連携  
課担当係長

学校支援・地域連携課担当係長の八巻と申します。第1号様式の御意見に関係するところの学校設置者のところで、その他欄をとということですが、現在この欄を設けさせていただいているというのが、所得の控除の一つとして、日本学生支援機構の業務方法書で、いろいろ通っている学校によって、また自宅なのか、外から通われているのかとか、その辺りの控除を行うための項目として、ここは設けさせていただいてまして、このような分けをさせていただいているのですが、今現在フリースクールが増えているとか、あと実際に事務をやらせていただいている中でも、全日制に通われていた子供が通信制に転学するとか、そういうこともかなり多いというのが現状として、年を経るごとに起きておりますので、森委員がおっしゃられたようなところにつきましても、引き続き考えさせていただければと思います。

それから、理由の欄で、こちらは、やはりこれを数値化することはなかなかできないので、理由として確認はさせていただいて、担当が皆で読んでということではさせていただいているのですが、この欄について、やはり申請者によってかなり書きぶりというのは異なっているというのは現状でございます。学校のほうからも、やはり奨学生として推薦するのだから、その生徒の自覚というか、一方には御意見とかもありまして、このぐらいの記載ということで、現状としてはそういう形でさせていただいている状況でございます。

鯉淵教育長

記入欄はこれで、多分、説明する説明資料みたいなのは御意見を踏まえて多少は変更することは可能だと思うのですが、提案そのものは規則として既に意見募集もしておりますので、このままでよろしいでしょうか。

森委員

説明資料などで少しそこを工夫いただけたらと思います。

鯉淵教育長

ほかに御意見ございますか。

大塚委員

ありがとうございます。今、森委員のおっしゃった多言語化の部分が説明等でも補足できるとありがたいなと思います。

あと、もう1点なのですが、高校進学に関する御相談がよく生活支援課に入ります。教育支援専門員という方が必ず各区にいらっしゃるのですけれども、そういった方々が本当に丁寧に御相談に乗ってくださる、そういった意味では、こういう情報をいち早く示していただいていると思うのですが、生活支援専門員の方々を含めワーカーの方々がお支えできるような事前の情報共

有ということで、御理解をいただくというような形をぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。

須山学校支援・地域連携課長

御意見ありがとうございます。実は、いろいろな御意見の中でそのようなことも承っております。教育支援専門員が定期的に連絡会を開催しています。その会議の場に直接出向いて、この説明をさせていただくとともに、あと、奨学金のほか授業料の情報についても共有させていただいて、広めていくような方策を考えております。御意見どうもありがとうございます。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

四王天委員

質問で、現状を知りたいのですが、現在利用者といえますか、利用人数と、申請があった場合の認定率といえますか、その辺のところを現状として知りたいなと思いました。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

詳細の数字は、須山学校支援・地域連携課長から申し上げます。令和元年度から3年度までの3年間で募集人員を1,160人から2,000人ということで、段階的に拡充をしてきたところでございます。拡充をするとともに、成績要件があるのですが、評定平均の4.00というのを3.70に下げるような形で、間口を広げてきたという経過がございます。その結果、令和3年度には倍率が少し下がってきているというのが実情、概況でございます。

須山学校支援・地域連携課長

続きまして、令和3年度の実績で人数を申し上げます。令和3年度は、新規の応募者が1,043人、継続の人数が1,082人、合計2,125人で行いました。この中から選考の結果2,000人ということで、先ほど申し上げた新規の応募者に対して新規の採用者は918人でございます。倍率で言うと、1.14倍で行いました。以上でございます。

鯉渕教育長

前年度の倍率はいくつでした。

須山学校支援・地域連携課長

前年度の倍率は1.4倍でございます。

鯉渕教育長

その前も分かりますか。

須山学校支援・地域連携課長

令和元年度は1.68倍でございます。

鯉渕教育長

ほかに何か御意見ございますか。

四王天委員

今の2,000人という人数に関しては、これはもうマストというか、譲れない線なのですか。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

マストというのはミニマムのことでしょうか、何についてでしょうか。

四王天委員

2,000人ということで、オーバーした分に関しては。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

そうですね。オーバーした中には、もともと基準に合致しないという方ももちろん含まれているということもございます。全体として、だいぶ倍率が下がってきたということがあります。一方で、もちろんコロナ禍での様々な状況もございますので、この様子を見ながら、また拡大していくのか、どうしていくかということは改めて考えていきたいとしているところでございます。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご意見等がなければ教委第48号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

近藤総務部長

それでは、御報告させていただきます。1月26日に1団体から、1月28日に個人の方1名から、2月3日に個人の方1名から、日の丸・君が代に関する要請書及び要望書が提出されました。この要請書及び要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、2月21日月曜日の午前10時から開催する予定です。

また、次回の教育委員会定例会は、3月10日木曜日の午前10時から開催する予定です。

以上でございます。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、2月21日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、3月10日木曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席ください。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第49号議案「令和3年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について」

(原案のとおり承認)

教委第50号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」

(原案のとおり承認)

教委第51号議案「所有権移転登記手続等請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第52号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について」

(原案のとおり承認)

鯉淵教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時9分]